

2022.9.20

西条市障がい者自立支援協議会
子ども部会研修

子どもたちの笑顔輝く 学びに向かって

西条市教育委員会 学校教育課
西部ウィングサポートセンター
青木 里美

自己紹介クイズ(子ども時代ver).
どれか一つ間違いがあります。

- ① お母さんにしか心を許さない。人見知りが激しくお母さんがいなくなるとギャン泣き！
- ② やらなきゃいけないことが残っていると不安で不安で遊びどころではない。宿題はさっさとすます！
- ③ 人前で失敗するのは大嫌い。何度も見直して明日の準備は完璧！
- ④ 逆上がりができなくて...悔しくて悔しくて毎日練習。究極の負けず嫌い！

青木
里美

☆今日のタイムテーブル☆

❁ 第1部

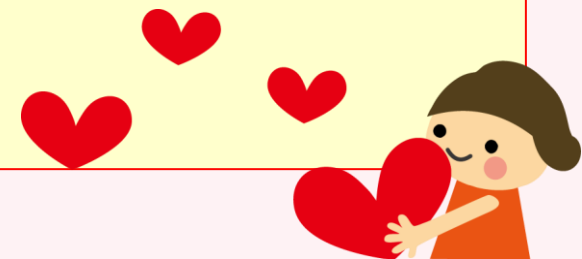
「小・中学校における、応援を必要とする
子どもたちへの体制について」

❁ 第2部

「就学相談について」

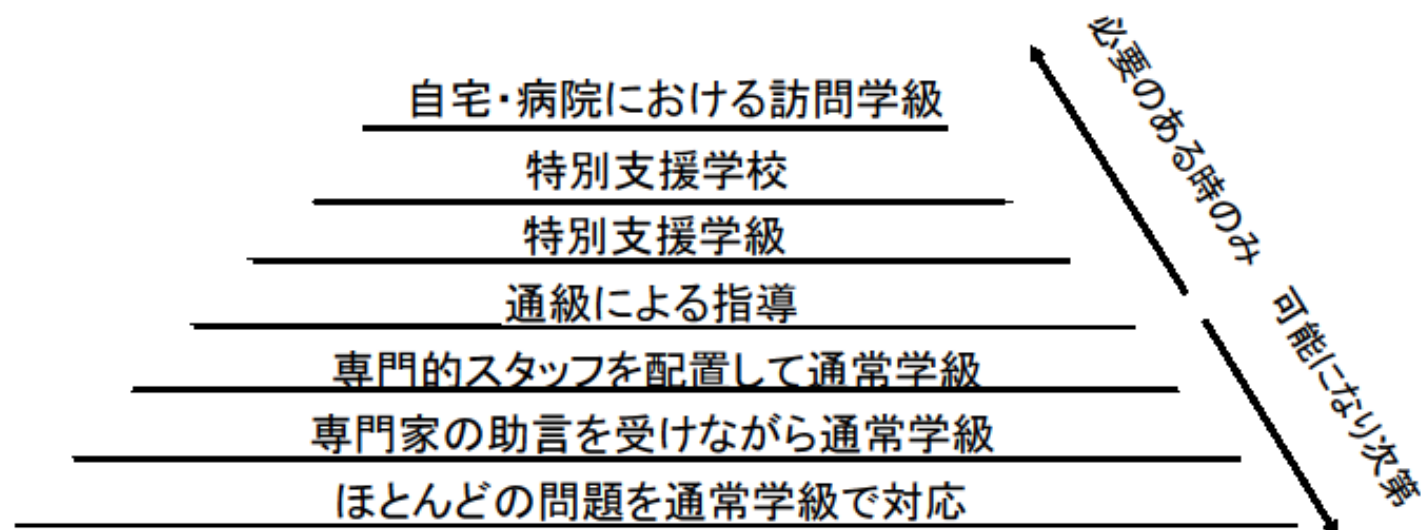
❁ 第3部

「就学相談や日々の相談で大切にしたい
こと」



日本の義務教育段階の 多様な学びの場の連続性

同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要。



特別支援教育の対象の概念～義務教育段階～

特別支援学校

視覚障がい
聴覚障がい
知的障がい
肢体不自由
病弱
(訪問教育)



交流及び共同学習

特別支援学級

知的障がい
肢体不自由
病弱・身体虚弱
弱 視
難 聴
言語障がい
自閉症・情緒障がい

小中学校

交流及び
共同学習

通常の学級

言語障がい
LD
ADHD
自閉症スペクトラム
など

通級指導教室

言語障がい
自閉症 情緒障がい
弱視
難聴
学習障がい (LD)
注意欠陥多動性障がい
(ADHD)
肢体不自由
病弱・身体虚弱

通常の学級とは・・・



❁ 1学級40名が上限（1年生は35名）

※ 都道府県の判断により、上限が変わる。

❁ 少人数指導などのために、教員を加配して指導に当たる工夫もある。（全部の学校にいるわけではない。）

❁ 1クラスの人数が少なくなると、2学年で一つの学級を編成する複式学級もある。

❁ 支援員さんの加配については、市町によって扱いが異なる。

通級指導教室とは・・・



《対象》

通常の学級に在籍している子どもたちの中で通常の学級の指導だけではその能力をのばすことが難しく個別の応援が必要な子どもたち

《指導体制》

- 週1時間～週8時間程度（※実際にはそこまで取れない）
- 個別指導、もしくは少人数のグループ学習
- 学習そのものではなく学習を支える基盤づくりや、やり方を身に付ける → 自立活動
- LD、ADHDの子どもに対しては、指導の効果を考えて月1時間～週8時間程度

西条市内 通級指導教室

市内小中学校 通常の学級在籍児童・生徒

西条小学校
「にこにこ教室」

国安小学校
「にこにこ教室」

壬生川小学校
「きらり教室」

神拝小学校
「わくわく教室」
2教室

小松小学校
「きらり教室」
「いきいき教室」

西条北中学校
「ぷらす教室」

大町小学校
「わくわく教室」
2教室

丹原小学校
「きらり教室」

丹原東中学校
「ぷらす教室」



市内 就学前 幼児

西条・国安小学校
幼児教室

教育相談
他校通級
自校通級

このような児童・生徒のために

ことば

- ・「さかな」が「たかな」や「ちやかな」になるなど、発音に誤りがある。
- ・聞き取りにくい発音がある。
- ・話すとき、つかえたり同じことばを繰り返したりする。

聞くこと・話すこと

- ・聞こえていても言葉の意味を理解しにくい。
- ・聞き間違いや聞き返しが多い。
- ・自分の思いを表現することが苦手である。

読むこと・書くこと

- ・本読みがたどたどしい。
- ・文章の内容をつかむことが苦手である。
- ・文字の形が逆になったり、形の整った字を書くことが苦手だったりする。
- ・漢字やアルファベットがなかなか覚えられない。
- ・板書を写すのが苦手である。

計算・推論

- ・簡単な計算でつまづく。
- ・学年が上がっても、指を使って計算をしている。
- ・計算はできるが、図形や文章問題になると混乱する。

運動・動作

- ・ボール運動やなわとび運動などで手足の動きが不自然になる。
- ・絵や図形をかくことが苦手である。
- ・はさみを使うことや楽器を演奏することが苦手である。
- ・正しい姿勢を保ちにくい。

生活

- ・じっとしていられず、気が散りやすい。
- ・すぐかっとなり、けんかになることが多い。
- ・整理整頓が苦手で、よく物をなくす。
- ・新しい場面や刺激の多い環境になると戸惑う様子が見られる。
- ・左右を間違えたり、場所や位置を間違えたりする。
- ・何度注意されても忘れ物が多い。
- ・相手の気持ちや状況を理解していないような言動が見られる。
- ・自分なりの手順や日課があり、変更をいやがる。

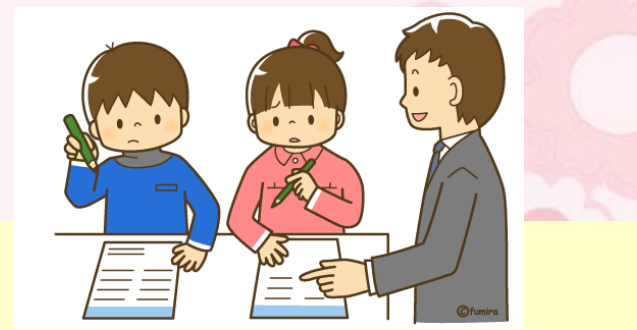


(絵：あーさ)

通級指導教室では、このようなお子さんの気になっていること(困り感)に対して、一人一人に応じた支援ができるよう努めています。

お子さんがよりよい支援を受けられるよう、ぜひ一度ご相談ください。

特別支援学級とは・・・



《対象》

- ❁ 通級指導教室の応援よりもより質が高く、量が多い応援が必要な子どもたち

《指導体制》

- ❁ 子どもたち一人一人に合わせて、少人数の指導の時間と交流学習の時間のバランスを考えたカリキュラムを作成（教科学習＆自立活動）

- ❁ 上限が8名の少人数指導（※市町によって特例有）

- ❁ 学校体制の中でなるべく少ない人数で対応できるよう工夫

特別支援学校とは・・・



《対象》

❁ 学校教育法施行令第22条の3にある障がいの程度に該当する子どもたち

《指導体制》

❁ 上限6名の少人数指導

※ 担任も2名入ることが多い。地域の学校より手厚い支援が可能

❁ 子どもたち一人一人の障がいの程度に合わせたカリキュラムを作成(※教科等は支援学校によって異なる)

❁ 交流及び共同学習として、地域の学校と交流する機会がある(※学期に1回程度)

特別支援学校の対象となる障害の程度

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によつても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	一 知的発達が遅延があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達遅延の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

障害者差別解消法への流れ

- 2006（H18）12. 13 障害者の権利に関する条約（略称：障害者権利条約）を国連総会において採択
- 2007（H19）9. 28 障害者権利条約署名
- 2011（H23）8. 5 障害者基本法改正
第4条差別の禁止
- 2014（H26）1. 20 障害者権利条約批准
- 2015（H27）2. 24 障害差別の解消の推進に関する基本方針
- 2016（H28）4. 1 障害者差別解消法施行

障害者差別解消法 平成28年4月施行

Q

この法律が禁止する差別は？

A

障害者差別解消法では2種類の差別を禁止しています。
2016（平成28）年の施行（実際に法律が有効になること）に向けて、何が差別で何が合理的配慮なのか、それぞれの分野に関する省庁でガイドラインがつくられます。JDFでは「部会意見」などを参考に、以下の（1）、（2）のように2種類の差別に整理してみました。

（1）不当な差別的取扱い

- ① 「見えない」「聞こえない」「歩けない」といった機能障害を理由にして、区別（分けること）や排除、制限をすること

（例1）それまで利用していたインターネットカフェが、その人に精神障害があるとわかった途端、店の利用を拒否した。

（例2）聴覚障害のある人が、一人で病院を受診したところ、「筆談のための時間がとれない」との理由で、手話通訳の派遣の依頼もせずに受診を断られた。

- ② 車いすや補装具、盲導犬や介助者など、障害に関連することを理由にして、区別や排除、制限をすること

（例）盲導犬を連れた人が「動物は店に入れることができません」とレストランの入店を拒否された。

ただし、上の①、②の行為が、だれがみても目的が正当で、かつ、その扱いがやむを得ないときは、差別になりません。

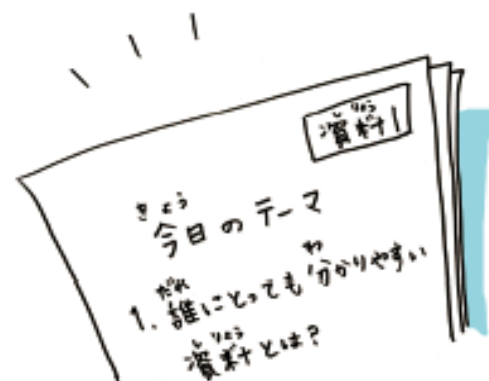
(2) 合理的配慮を行わないこと(合理的配慮の^{ふていきょう}不提供)

障害のある人とない人の平等な機会を確保するために、障害の
状態や性別、年齢などを考慮した^{へんこう}変更や^{ちょうせい}調整、サービスを提供する
ことを「合理的配慮」と言い、それをしないと差別になります。
ただし、その事業者などにとって大きすぎるお金がかかる場合な
どは合理的配慮を行わなくても差別になりません。「変更や調整」
とは何でしょうか。以下のように整理してみました。

時間や順番、ルールなどを変えること

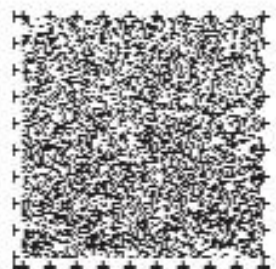
(例1) ^{せいしんしょうがい}精神障害がある職員の勤務時間を
^{へんこう}変更し、^{らっしゅ}ラッシュ時に満員電車を利用
せずに^{つうきん}通勤できるように対応する。

(例2) ^{ちてきしょうがい}知的障害がある人に対して、るびを
ふったりわかりやすい言葉で書いた資
料^{ていきょう}を提供する。



設備や施設などの形を変えること

(例) 建物の入口の段差を解消するために、スロープを設置するなど、車いす利用者が容易に建物に入ることができるように対応する。



障がい者を始め、これまで十分に社会参加
できる環境になかった人たちが積極的に
参加・貢献できるように...



平 等



公 正

塀の高さが違う＝多様な学びの場



授業内容が分
かり学習活動
に参加している
実感・達成感を
もっているか

その環境、子どもの状況によって
必要な合理的配慮は異なる

精神科強制入院、廃止も

国連、障害児の分離教育中止要請

2022年9月9日（金）（共同通信）

文字 **小** **大**

印刷

保存

国連の障害者権利委員会は9日、8月に実施した日本政府への審査を踏まえ、政策の改善点について勧告を発表した。障害児を分離した特別支援教育の中止を要請したほか、精神科の強制入院を可能にしている法律の廃止を求めた。勧告に拘束力はないが、尊重することが求められる。

勧告は障害者権利条約に基づいており、日本への勧告は2014年の条約締結後、初めて。

特別支援教育を巡っては、通常教育に加われない障害児がおり、分けられた状態が長く続いていることに懸念を表明。分離教育の中止に向け、障害の有無にかかわらず共に学ぶ「インクルーシブ教育」に関する国の行動計画を作るよう求めた。



記者会見で日本への勧告を発表する国連の障害者権利委員会委員ら＝9日、スイス・ジュネーブ（共同）

ご清聴ありがとうございました

